

第2章

市の地域福祉を取り巻く

現状と課題

1 市の概況（統計データによる現状等）

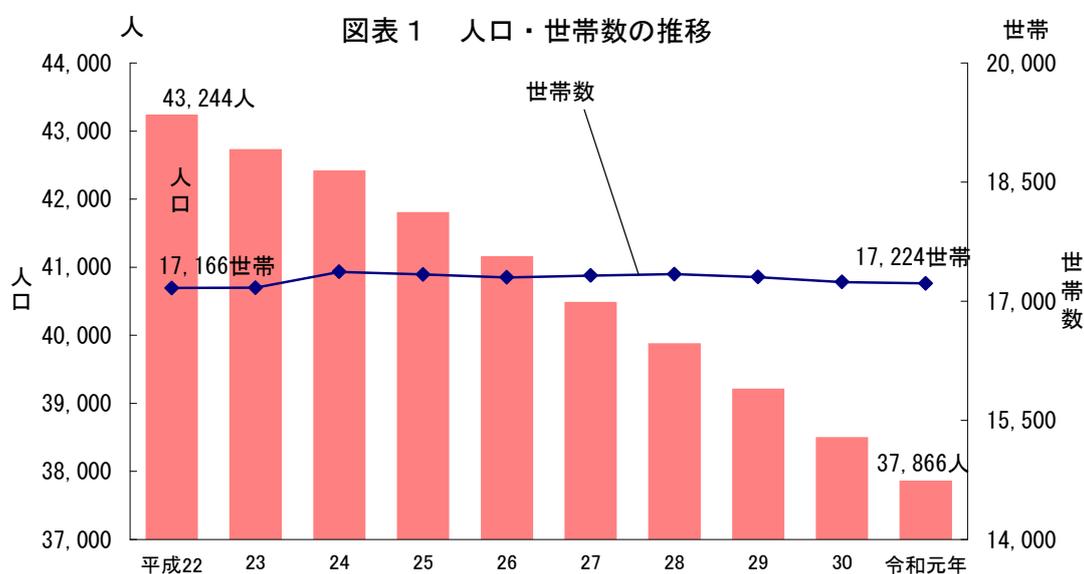
（1）人口・世帯の状況

① 人口・世帯数等

～ 近年は人口が年々減少、世帯数はほぼ横ばいであり、世帯が小規模化している

南房総市の人口は、令和元年10月1日現在37,866人となっており、平成22年以降年々減少し、約5,400人の減となっています。また、世帯数については微増・微減しながら、大きくみればほぼ横ばいとなっています。

世帯数は横ばいで人口は減少しているため、平均世帯人員数は、平成22年の2.5人から令和元年の2.2人へと減少しています。このことから、世帯の小規模化が進行していることがうかがえます。



注：各年10月1日現在

資料：毎月住民基本台帳人口

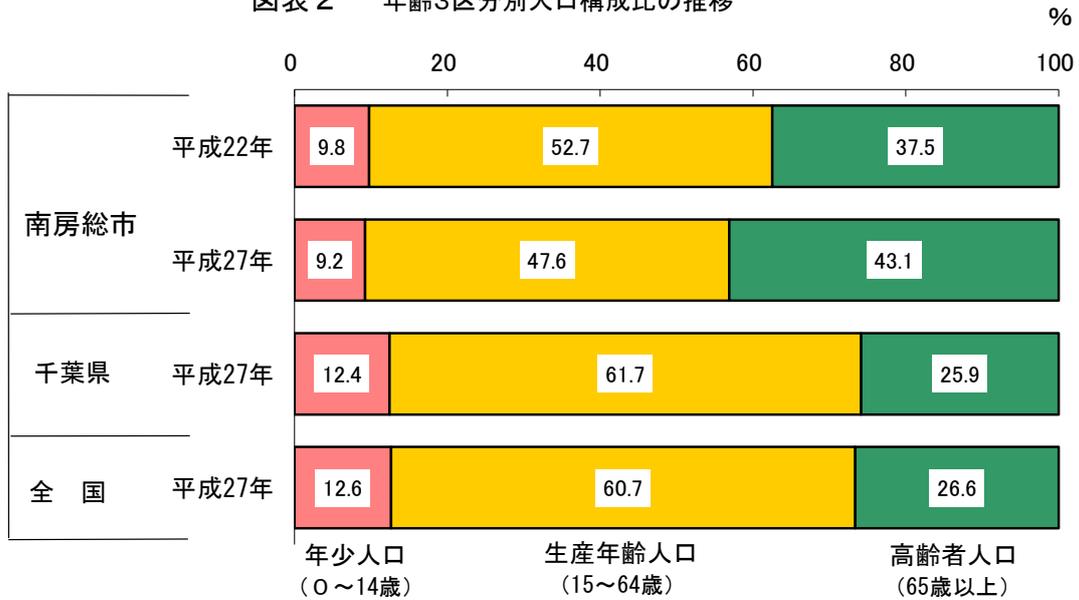
～ 少子・高齢化が進行し、高齢者人口が4割を超えている

本市においても、少子・高齢化が進行し、年齢3区分別人口構成は、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少し、高齢者人口（65歳以上）が増加する傾向になっています。

平成27年では、年少人口9.2%、生産年齢人口47.6%、高齢者人口43.1%となっています。

全国・千葉県の結果と比較すると、年少人口・生産年齢人口の割合は国・県を下回り、高齢者人口は上回っています。

図表2 年齢3区分別人口構成比の推移



注：年齢不詳は除いてあるため、合計が100%にならない項目があります。

資料：国勢調査

～ 県と比べ3世代同居が10ポイント以上多いが、以前よりは少なくなっている

世帯構成では、県全体と比べて「その他の親族世帯」すなわち3世代の同居世帯の割合が13.4ポイント多く、大きく上回っていますが、以前に比べて非親族・単身世帯や、夫婦のみ世帯の割合が増加しています。

図表3 一般世帯の構成

単位：%

区 分	南房総市		千葉県
	平成22年	平成27年	平成27年
核家族世帯	51.3	52.5	59.0
夫婦のみ	23.8	25.1	21.0
夫婦と子ども	17.8	17.8	29.4
ひとり親と子ども	9.7	9.6	8.6
その他の親族世帯	24.0	20.6	7.2
非親族および単身世帯	24.7	26.9	33.3
合 計	100.0	100.0	100.0

注：一般世帯とは、病院、寮などの施設を除いた世帯。

資料：国勢調査

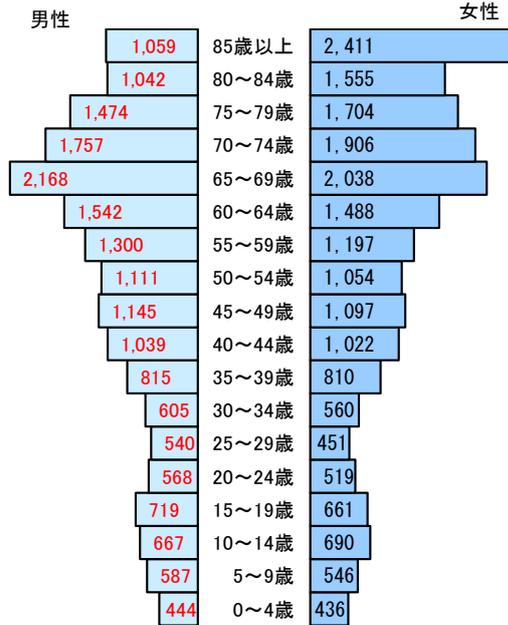
② 人口構造

～ “つぼ型” の人口ピラミッドになっており、将来の人口減少が予測される

平成30年4月1日現在の本市の人口ピラミッドを見ると、年少人口が少なく将来における人口減少が予測される“つぼ型”になっています。

年齢階層別の人口規模では、65～69歳の人口が、男女合わせると4,206人と総人口（38,727人）の10.9%となり、最も多くなっています。男女別では、男性では65～69歳が、女性では85歳以上がそれぞれ最も多くなっています。

図表4 南房総市人口(平成30年4月1日現在)



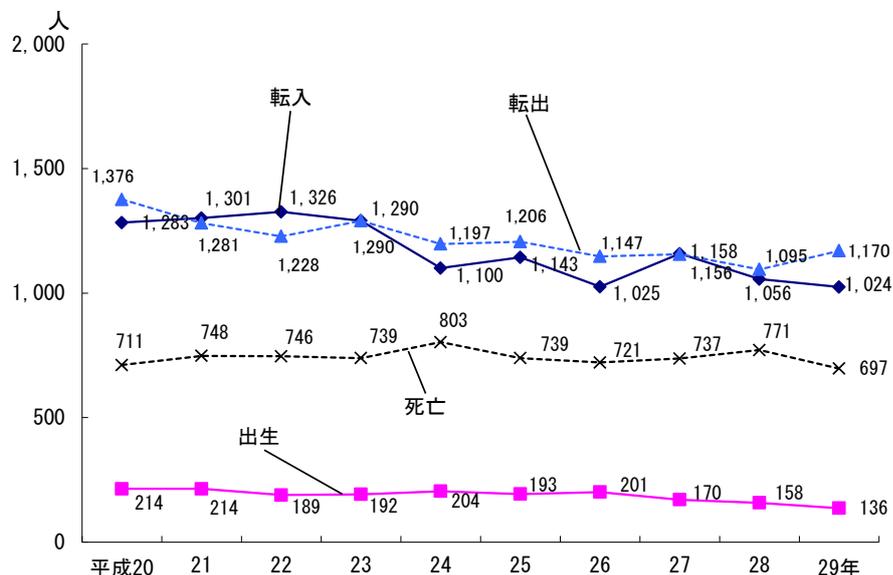
資料：千葉県年齢別・町丁字別人口

③ 自然動態・社会動態の状況

～ 近年は転出が転入をやや上回り、死亡が出生を上回っている

転入・転出については、平成23年以降は転出者数が転入者数を上回るかほぼ同数になっています。また、出生・死亡については、死亡数が出生数を大きく上回っています。

図表5 人口動態の推移



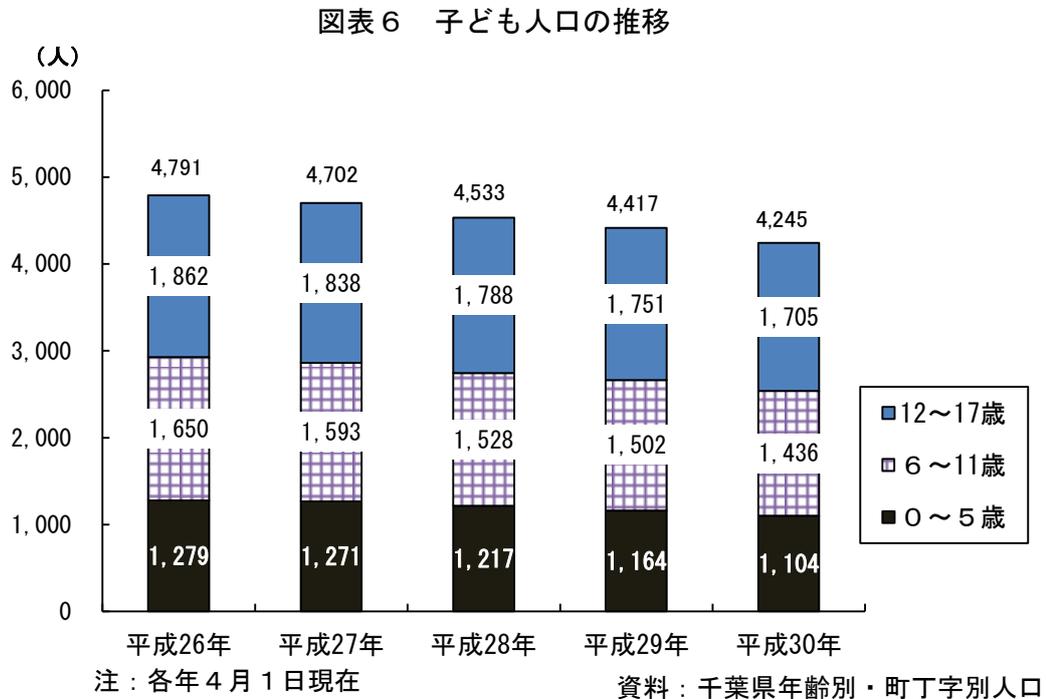
資料：千葉県毎月常住人口調査報告書(年報)

(2) 子どもの状況

① 子ども人口

～ 0歳から17歳の子ども的人口が、年々減少している

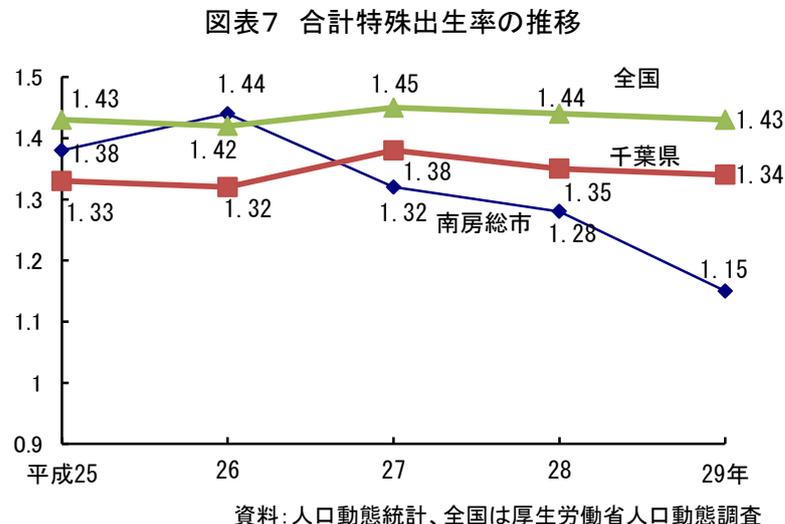
子どもの人口は、年々減少しており、平成30年4月1日現在では4,245人となっています。



② 合計特殊出生率

～ 近年は、国・県の値を下回っている

合計特殊出生率をみると、以前は同時期における国の数値と近く、千葉県を上回っていましたが、平成26年をピークに、以降は年々低下して国・県を下回っており、平成29年では1.15となっています。



(3) 高齢者、障害のある人等の状況

～ 支援が必要になる可能性の高い人が増えている

① 高齢者、要介護・要支援認定者の状況

本市では、高齢者同居の一般世帯の割合が多く、平成27年では7割を超え、県の値を30ポイント以上上回っています。

また、高齢者単身世帯(ひとり暮らし)・高齢者夫婦世帯ともに、以前に比べて世帯数・割合とも増加しており、今後も増加傾向が予測されます。

図表8 高齢者等の世帯の状況

単位：世帯、%

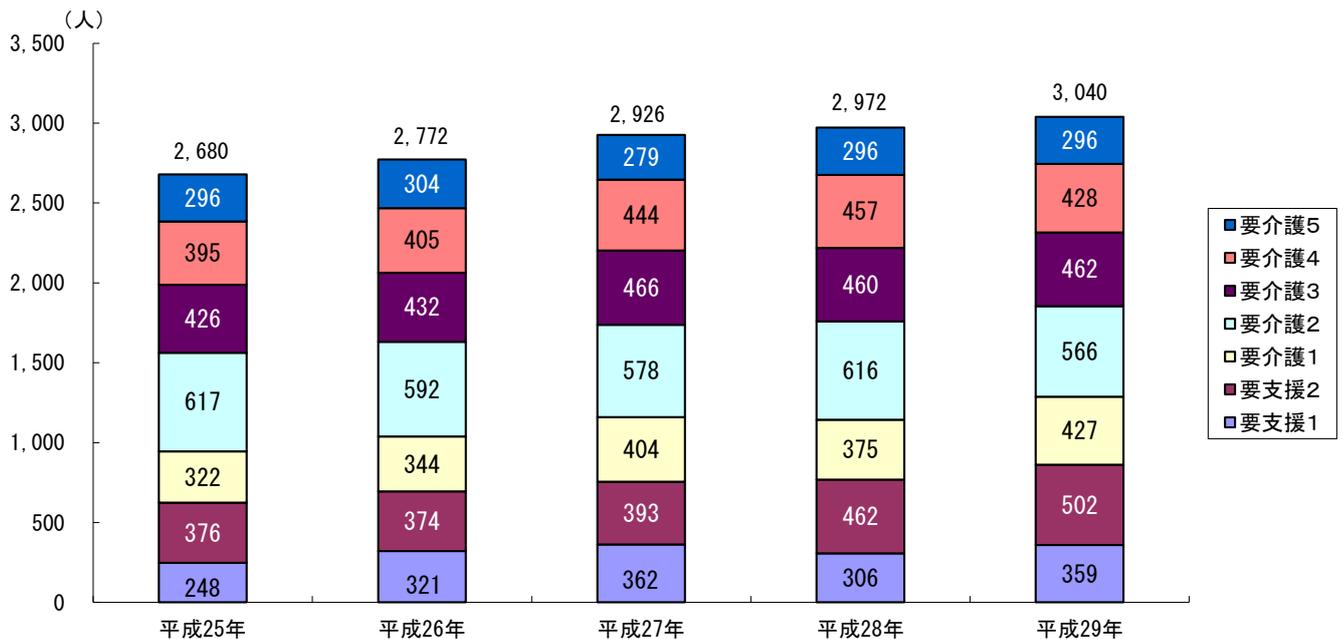
区 分	平成22年		平成27年		平成27年 千葉県
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	
一般世帯数	15,536	100.0	15,008	100.0	100.0
高齢者同居の一般世帯数	10,254	66.0	10,594	70.6	39.5
高齢者単身世帯数	2,177	14.0	2,599	17.3	9.9
高齢者夫婦世帯数	2,448	15.8	2,733	18.2	11.9
夫婦とも65歳以上	2,028	13.1	2,341	15.6	10.2

注：千葉県の数値は構成比。

資料：国勢調査

要介護・要支援認定者の数は、近年は年々増加し、平成29年では3,040人となっており、平成25年から360人も増加しています。特に「要支援2」と「要介護1」の数が、大きく増加しています。

図表9 要介護等認定者数(各年3月末)の推移



資料：介護保険事業状況報告

② 障害者手帳所持者の状況

各障害者手帳の所持者数は、3障害の合計人数と身体障害では平成27年度以降はおおむね減少傾向となっていますが、知的、精神障害ではほぼ毎年増加してきています。

図表10 障害者（児）数（障害者手帳所持者数）の推移

単位：人

平成 年度	身体 障害者	身体障害 詳細障害種別内訳					知的 障害者	精神 障害者	合計
		視覚 障害	聴覚・ 平衡機能 障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体 不自由	内部 障害			
26	1,826	117	125	22	961	601	321	241	2,388
27	1,796	106	126	28	921	615	337	243	2,376
28	1,772	98	124	28	895	627	337	257	2,366
29	1,740	98	122	27	853	640	350	264	2,354
30	1,772	98	122	27	838	637	366	266	2,404

注：各年度末現在

資料：福祉行政報告例

2 地域の福祉活動の状況

「地域福祉」の担い手として、行政をはじめ、南房総市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、行政区、ボランティア団体等のさまざまな団体や個人が活動しています。それら主な活動主体の概要は、以下のとおりです。

(1) 南房総市社会福祉協議会

「社会福祉協議会」は、社会福祉法第109条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、社会福祉や地域福祉を目的とする事業や活動の企画、実施などを行うこととされています。

「南房総市社会福祉協議会」は、南房総市と同様、平成18年に7町村の社会福祉協議会が合併して設立されました。地域の一人ひとりが抱えている生活上の悩みやさまざまな福祉課題を、「地域全体の課題」として捉え、その解決に向けて地域の住民や福祉活動を行うボランティア、NPO、民生委員・児童委員、関係機関・団体などの参加と協力のもと、「みんなで支えあい・助けあい、誰もが安心して暮らせるまちづくり」をめざしたさまざまな活動を行っています。

主な事業内容

○「地区社会福祉協議会」の活動支援 ○ささえあいネットワーク（地域課題解決のための検討の場）の推進 ○福祉活動団体への支援 ○移送サービス ○生活援助サービス（みなみん・おたすけサービス） ○ふれあいランチサービス ○紙おむつの配付 ○ふれあいの居場所づくり ○福祉車両・福祉機器の貸し出し ○車いすリサイクル ○公共施設の管理 ○福祉教育の啓発と普及（福祉作文等の募集・福祉出前講座・ボランティアスクール） ○赤い羽根共同募金運動 ○歳末たすけあい募金運動 ○災害義援金の募集 ○寄付金・寄付物品の受入れ ○フードバンクへの協力 ○古切手・ベルマーク等の収集 ○生計困難者からの相談受け付けと自立支援 ○法律相談 ○日常生活自立支援（福祉サービス利用援助） ○ひとり親家庭自立支援 ○福祉資金の貸付 ○災害見舞金の交付 ○福祉ボランティア活動の支援・養成 ○災害ボランティアセンターの運営支援 ○福祉基金の造成と運用 ○その他、あらゆる生活上の相談の受付

(2) 民生委員・児童委員

「民生委員・児童委員」は、「民生委員法」に基づいて地域社会の福祉を増進することを目的として市町村の区域に置かれている民間の奉仕者（特別職公務員）で、厚生労働大臣から委嘱されています。任期は3年で、「児童福祉法」の規定により児童委員

を兼務しています。本市では令和元年12月1日現在、117人の民生委員・児童委員と、児童福祉を専門的に担当する14人の「主任児童委員」が活動しています。

主な職務は、地域住民の福祉向上のためにさまざまな活動を行うことや、市や市社会福祉協議会等が行う福祉サービスとの間のパイプ役を果たすことなどです。

また、「南房総市民生委員児童委員協議会」では、民生委員・児童委員や主任児童委員が十分な活動を行えるよう、関係機関との連絡調整を行うとともに、研修会や組織運営のための定例会を開催しています。

(3) 保護司

「保護司」は、「保護司法」に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の改善更生を助けるとともに、犯罪予防のための啓発に努め、個人と公共の福祉に寄与することを使命としています。本市では令和元年12月1日現在、17人の保護司が活動しています。

主な職務として、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、各種調整や相談を行います。また、犯罪や非行の防止に加え、罪を犯した人の更生への理解のための啓発活動としての「社会を明るくする運動」に取り組むほか、学校、行政その他の関係機関・団体と連携して更生保護活動を行います。

(4) 行政区

本市では、市域を116の行政区に分けて、各行政区に「区長」（行政連絡員）を配置しています。区長は、区域内の住民と市との間の重要事項の相互伝達、諸事業への協力、各種団体との連絡調整や社会福祉に関する協力などの業務を行っています。

各行政区では、それぞれの集会所等を拠点に、活発で個性豊かな地域活動が展開・推進されています。

主な活動内容 *区ごとに活動内容は異なります。

- 行政情報の伝達…市広報誌やお知らせなどの配布・回覧
- 防災・防犯活動…防犯パトロール、自主防災組織の活動など
- 環境美化の推進…地域内の清掃、ごみ集積所の設置と管理、ごみゼロ運動など
- 住民同士の交流・親睦・互助活動…お祭り、運動会、敬老会など
- 社会福祉活動…「日本赤十字社社資募集」、「赤い羽根共同募金」、「歳末助け合い募金」への協力など

(5) 南房総市ボランティア連絡協議会

「ボランティア連絡協議会」は、ボランティア団体等間の情報交換や活動の共有を行い、協力体制の向上をめざすとともに、ボランティア活動のさらなる振興を図ることを目的とし、7支部（地区）74団体（延べ人数：1,225人）で構成されています。

主な活動内容

- 福祉ボランティアまつり ○配食サービス調理講習会
- 各地区のボランティア相互の情報交換と研修会の開催
- 地域活動・社協活動への協力 など

【南房総市社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体・活動内容】（平成31年4月1日現在）

N O.	団 体 名	活 動 内 容
------	-------	---------

市全域

1	南房総市社会福祉協議会 ボランティア連絡協議会	各地区のボランティア相互の情報交換及び研修会の開催、ボランティアまつりの企画運営、高齢者福祉・障害者福祉（全般）、子ども・青少年福祉、地域活動・社協活動への協力
---	----------------------------	--

富浦地区

1	南房総市社会福祉協議会 ボランティア連絡協議会富浦支部	高齢者福祉（全般）、社協活動への協力
2	びわっこランチサービス	「ふれあいランチサービス」への協力
3	びわダイニング	「ふれあいランチサービス」への協力
4	ちょうほうや富浦	地域活動、交通安全活動、防犯・防災活動、清掃活動
5	トパローゼ富浦	市内の介護施設訪問、フラダンスの披露
6	ステーションそら	交流活動、相談・話し相手
7	お達者サロン富浦	お達者サロン交流活動

富山地区

1	南房総市社会福祉協議会 ボランティア連絡協議会富山支部	高齢者福祉（全般）、社協活動への協力
2	市部ボランティアチーム	高齢者福祉（相談・話し相手、訪問活動）、児童健全育成、環境美化
3	ふれあいランチサービス ボランティア富山	「ふれあいランチサービス」への協力
4	絵本読み聞かせ ボランティアグループあひるの会	子どもたちへの絵本の読み聞かせ活動
5	平群地区地域福祉フォーラム	地域福祉フォーラム、交流活動
6	市部みんなのたまり場	お達者サロン交流活動
7	茶の間	お達者サロン交流活動
8	だんらんカフェ	お達者サロン交流活動
9	お達者サロンへぐり	お達者サロン交流活動
10	お達者サロンいわい	お達者サロン交流活動
11	みならく出口	お達者サロン交流活動
12	いのばた	お達者サロン交流活動

NO.	団体名	活動内容
三芳地区		
1	南房総市社会福祉協議会 ボランティア連絡協議会三芳支部	高齢者福祉・障害者福祉（全般）、子ども・青少年福祉（全般）、交通安全・防犯活動
2	オレンジの会	「ふれあいランチサービス」への協力、郷土料理作り教室の開催
3	もみじ会	「ふれあいランチサービス」への協力
4	れんげの会	小学校児童の登下校時の見守り活動、交通安全・防犯活動
5	みよちゃん家	お達者サロン交流活動

白浜地区

1	南房総市社会福祉協議会 ボランティア連絡協議会白浜支部	高齢者福祉（全般）、障害児（者）福祉（全般）、交通安全・防災、災害援助活動、募金・寄付活動
2	手話の会しらはま	聴覚障害者との手話での交流や行事への協力参加
3	ボランティアあすなろ会	高齢者・障害児（者）福祉（外出介助、相談・話し相手）、収集活動
4	マリンシェフ	「ふれあいランチサービス」への協力
5	根本の生活環境を守る会	防災・災害援助（危険個所の点検活動、災害時における救援・援助活動）
6	やあばっしゅ白浜	お達者サロン交流活動

千倉地区

1	南房総市社会福祉協議会 ボランティア連絡協議会千倉支部	高齢者福祉（全般）、食事サービス（会食、給食、配食サービス）、交通安全・防犯（交通安全活動・指導、防犯活動、見回りなど）、防災・災害援助（危険個所の点検活動、災害時における救援・援助活動）、募金寄付活動への協力
2	やまびこの会	高齢者福祉（全般）、子ども・青少年福祉全般
3	八重会	市内・町内の介護施設訪問、歌や踊りの披露
4	声の広報 つくし会	相談・話し相手、手話・朗読・点訳（手話通訳・要約筆記、朗読・録音サービス、点字点訳サービス）
5	おれんじの会	「ふれあいランチサービス」への協力 交流活動（ふれあいサロン、ミニデイサービス）
6	ランチサービスちくら	「ふれあいランチサービス」への協力
7	あすなろの会	市内施設への訪問、介助への協力や行事への参加
8	西崎周社中	市内施設への訪問、踊り等の披露
9	平館むつみ会	市内施設への訪問、歌や踊り等の披露
10	豆の会	民話・昔話・郷土資料等の整理・調査、施設・学校他への訪問
11	ファミリー会	環境美化
12	ひまわり会	市内施設への訪問、民謡・踊り等の披露
13	わたげ会	お達者サロン交流活動
14	花の会	お達者サロン交流活動
15	寺庭ボランティア	お達者サロン交流活動
16	白子ひとやすみ	お達者サロン交流活動、高齢者や子どもの見守り活動

NO.	団体名	活動内容
-----	-----	------

丸山地区

1	南房総市社会福祉協議会 ボランティア連絡協議会丸山支部	高齢者福祉（全般）、障害児（者）福祉（全般）、子ども・青少年福祉（全般）、交通安全・防犯活動、防災活動、募金活動、環境美化
2	配食ボランティア 恵みの会	「ふれあいランチサービス」への協力
3	配食ボランティア 和みの会	「ふれあいランチサービス」への協力
4	加茂道路愛好会	環境美化
5	丸山グリーンクラブ	環境美化
6	南地区ボランティア	高齢者福祉（食事サービス、相談、話し相手、訪問活動、交流活動）、防災・災害援助活動
7	丸地区ボランティア	高齢者福祉、障害者福祉（食事サービス、訪問活動、交流活動）交通安全活動、防災・災害援助活動、募金寄付活動、環境美化
8	人形劇団ころころ	学校や障害者施設への訪問活動、人形劇の披露

和田地区

1	南房総市社会福祉協議会 ボランティア連絡協議会和田支部	高齢者福祉（全般）、障害児（者）福祉（全般）、子ども・青少年福祉（全般）、交通安全・防犯活動
2	和田地区小域ボランティア	「ふれあいランチサービス」への協力、高齢者福祉（全般）
3	北三原地区小域ボランティア	「ふれあいランチサービス」への協力、高齢者福祉（全般、相談、話し相手、訪問活動、交流活動）、子ども・青少年福祉（全般、児童健全育成）、防災・災害援助活動、募金・寄付活動への協力
4	上三原地区小域ボランティア	「ふれあいランチサービス」への協力、高齢者福祉（相談、話し相手、訪問活動、交流活動）
5	南三原地区小域ボランティア	「ふれあいランチサービス」への協力、高齢者福祉（全般、訪問活動）
6	和田町民舞の会	市内施設への訪問・イベントへの参加、民舞の披露
7	おたよりボランティア	独居高齢者への手紙・絵手紙の送付
8	南三原おもちゃと絵本の図書館	絵本・おもちゃを通じた子どもたちとの交流
9	なみはらっこくらぶ	手芸品の制作、募金・寄付活動への協力
10	和田町キッズリズムミック	地域のイベント等への参加、ダンスの披露、スポーツ、レクリエーション指導、子ども・青少年福祉（全般）
11	花の里ボランティア	介護施設への訪問、利用者との交流活動
12	北三原植栽ボランティア	地域環境美化
13	ふれあい喫茶「なごみ」	お達者サロン交流活動
14	防犯パトロール隊クーちゃん	子どもたちの登下校の見守り・パトロール
15	茶香会	福祉施設への訪問、地域のイベントへの参加、踊り等の披露
16	なごみ倶楽部	お達者サロン交流活動
17	真浦ふれあいサロン	お達者サロン交流活動
18	やすらぎお達者サロン	お達者サロン交流活動
19	きらきらクラブ	お達者サロン交流活動

(6) 南房総市心身障害者（児）福祉会

「心身障害者（児）福祉会」は、市内在住の身体、知的、精神障害者とその家族が、会員相互の親睦と福祉を増進し、地域における団体活動の連絡調整を図り、社会生活の向上をめざす会です。令和元年12月1日現在、35人が活動しています。



(7) 南房総市老人クラブ連合会

「老人クラブ」は、高齢者自らが相集い、新たな役割を求めて誕生した自主組織で、「老人福祉法」によって「老人福祉の増進のための事業」として位置づけられています。活動は「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする社会活動」に大別され、それぞれ関わりを持ちながら、地域の高齢者の方が自主的に集まって、社会奉仕や趣味・教養の集いを開いたり、各種スポーツ・レクリエーション活動などのさまざまな生きがい活動、健康づくり活動を行っています。

本市では、平成18年3月の合併の際に、7つの旧町村単位の老人クラブも統合されました。市単位の「連合会」と7つの支部で構成され、平成31年4月1日現在、59団体3,011人が活動しています。連合会では、単位老人クラブの連絡調整、社会奉仕活動、老人クラブの指導者の養成、会員相互の親睦、福祉、趣味、スポーツ、教養に関する事業などを行い、さまざまな行事に会員が集い、親睦を深めています。



(8) 南房総市ひとり親福祉会

「ひとり親福祉会」は、ひとり親家庭・寡婦の方々が相互に協力して励まし合い、自立と福祉の向上のためにさまざまな活動を行う、同じ境遇の仲間同士の「心のふれあいの場」です。平成31年4月1日現在、29人の会員がボランティア活動や研修等を行い、情報交換、交流を図っています。

3 市民アンケート調査結果からの主な現状等

(1) 調査の概要

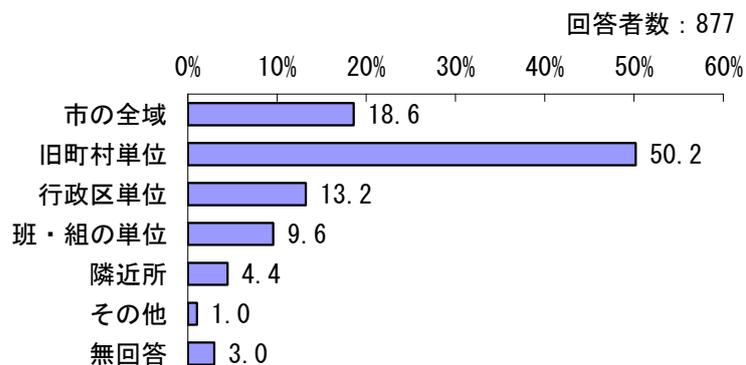
本計画の策定にあたって、市民の方々を対象に、平成30年11～12月にアンケート調査を実施しました。その調査の概要は次のとおりです。

アンケート調査の実施概要

(1) 名称	南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のための市民アンケート調査
(2) 対象者	18歳以上の市民
(3) 対象者数	1,500人
(4) 抽出方法	無作為抽出
(5) 調査方法	郵送による配付、回収
(6) 実施時期	平成30年11月下旬～12月7日
(7) 回収結果	
・有効回収数	877票
・有効回収率	58.5%

(2) 「地域」の範囲

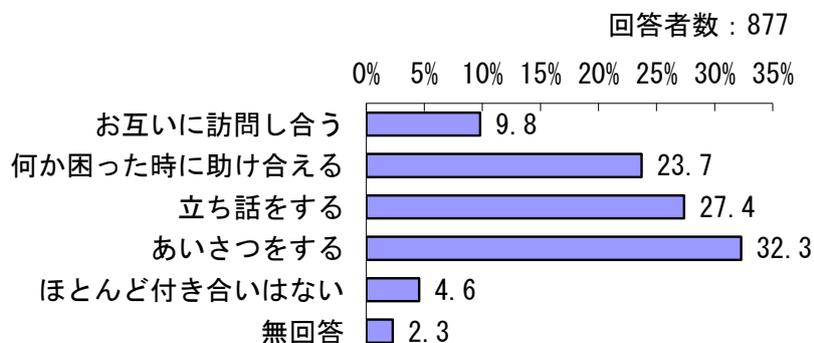
回答者の意識として「地域」とはどの範囲のことだと思いか尋ねたところ、「旧町村単位」という回答が過半数に達して最も多く、「市の全域」（18.6%）、「行政区単位」（13.2%）が続いています。



(3) 近所付き合いの程度

ご近所との付き合いの程度については、「あいさつをする」(32.3%)という人が最も多く、「立ち話をする」(27.4%)、「何か困った時に助け合える」(23.7%)が続いています。

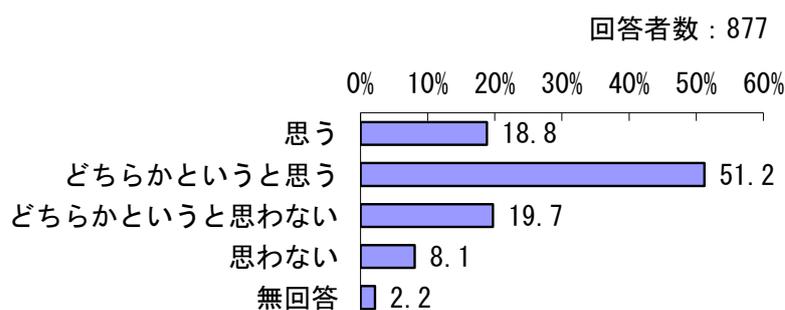
また、「ほとんど付き合いはない」は、5%程度に止まっています。



(4) 住民同士の支え合いについて

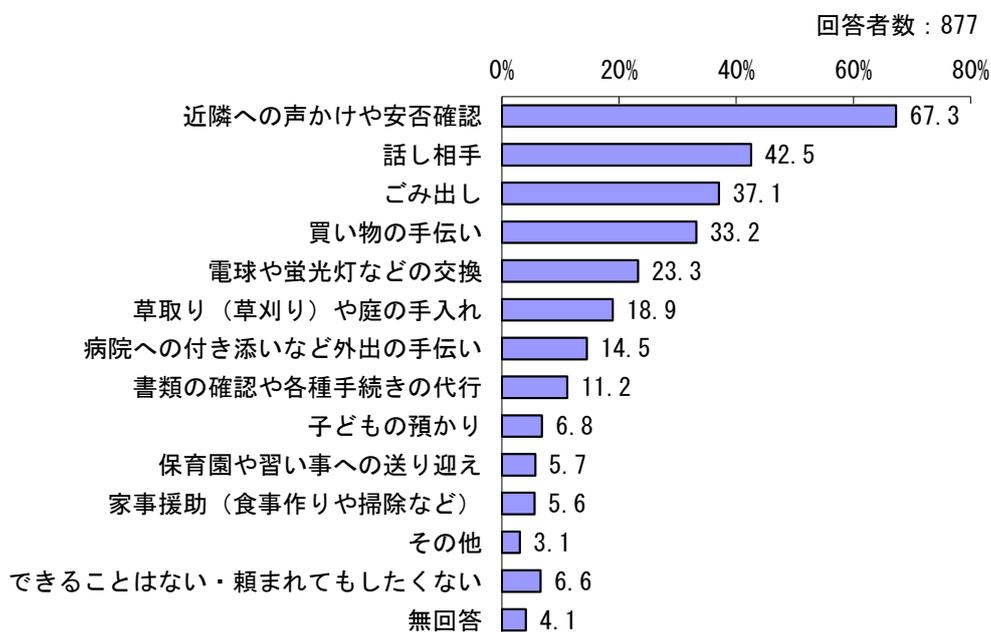
居住している地域で住民同士の支え合いが行われていると思うかという質問の結果は、「どちらかと思う」(51.2%)との回答が過半数で最も多く、「どちらかというと思わない」(19.7%)、「思う」(18.8%)が続いています。

また、「思う」と「どちらかと思う」を合わせた“一定以上思う”の回答割合はちょうど7割となります。



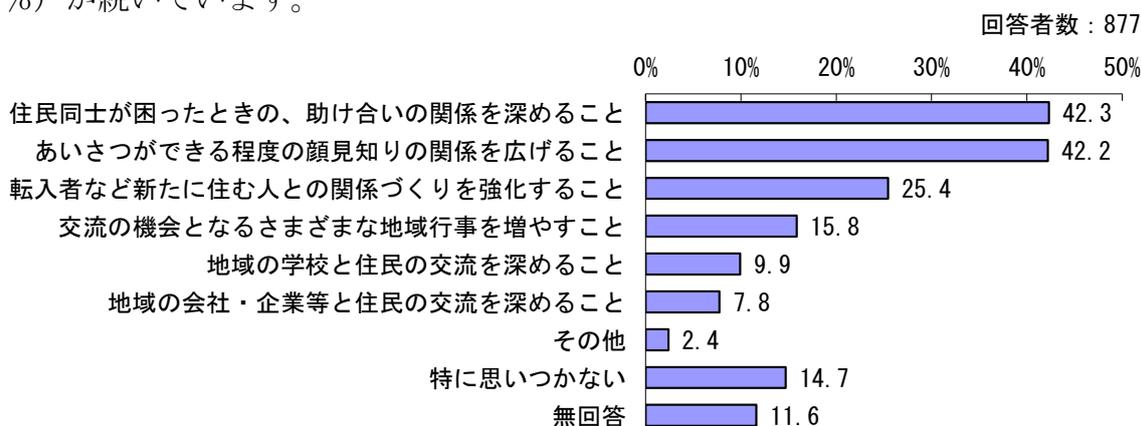
(5) 地域で頼まれたらできると思うこと

地域に困っている人がいた場合に頼まれたらできると思うこととしては、「近隣への声かけや安否確認」(67.3%)という回答が最も多く、「話し相手」(42.5%)、「ごみ出し」(37.1%)、「買い物の手伝い」(33.2%)が続いています。



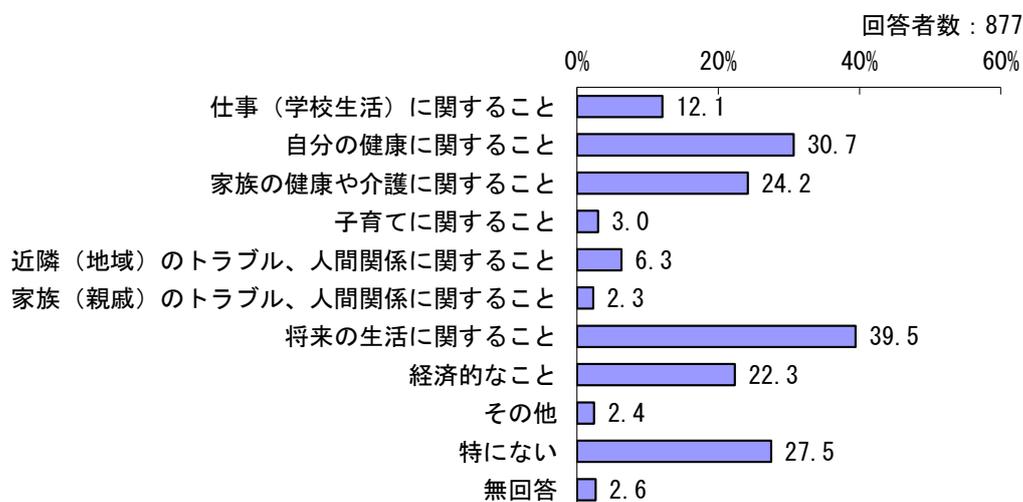
(6) 地域活動の活発化のために大切なこと

地域の行事や活動(ボランティア活動を含む)が地域でもっと活発に行われるために大切なことでは、「住民同士が困ったときの、助け合いの関係を深めること」(42.3%)、「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げること」(42.2%)という回答が多く、「転入者など新たに住む人との関係づくりを強化すること」(25.4%)が続いています。



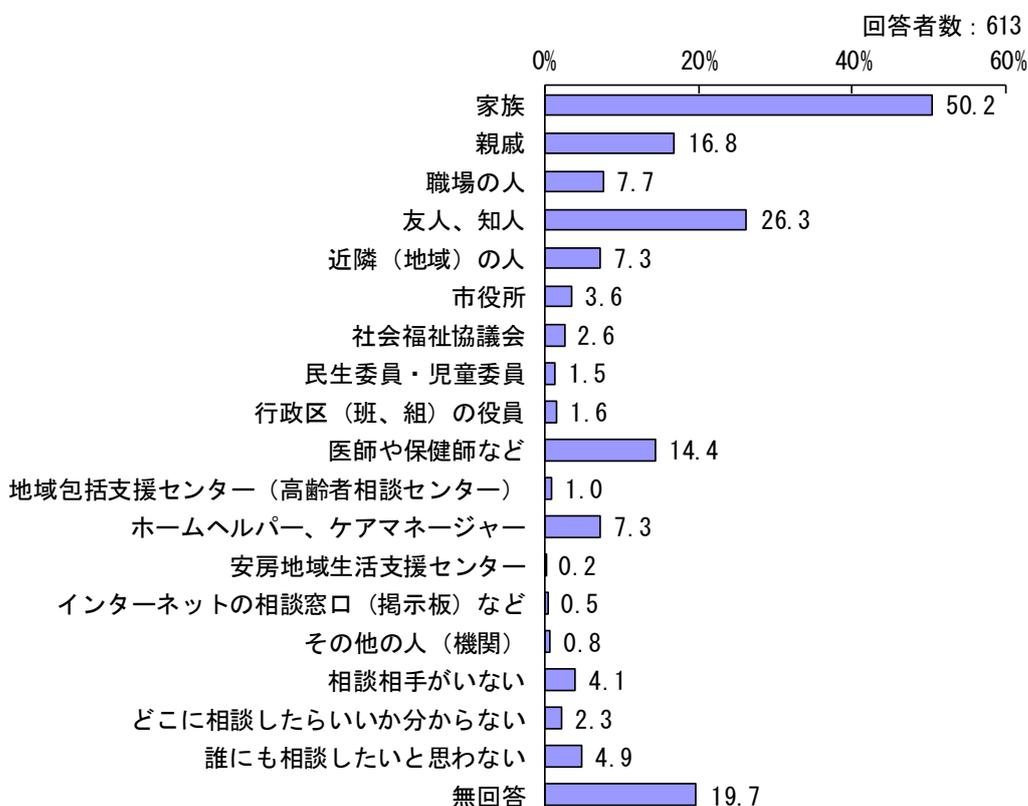
(7) 日常生活での困りごと、悩み

日常生活の中で困っていること、悩みを感じていることについては、「将来の生活に関すること」(39.5%)という回答が最も多く、次いで「自分の健康に関すること」(30.7%)が多くなっています。



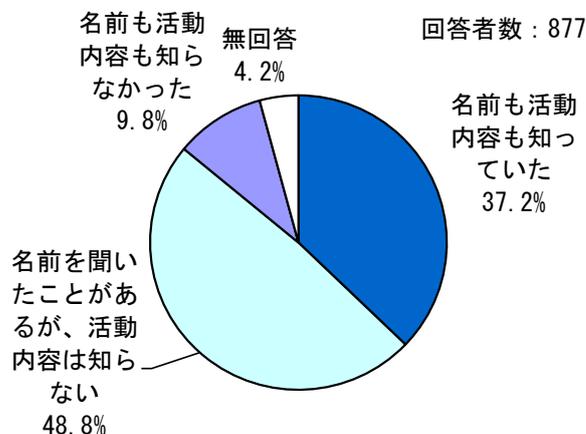
(8) 困りごと、悩みの相談先

困りごとや悩みの“相談先”としては、「家族」(50.2%)とした回答が最も多く、次いで「友人、知人」(26.3%)が多く、「無回答」(19.7%)、「親戚」(16.8%)、「医師や保健師など」(14.4%)が続いています。



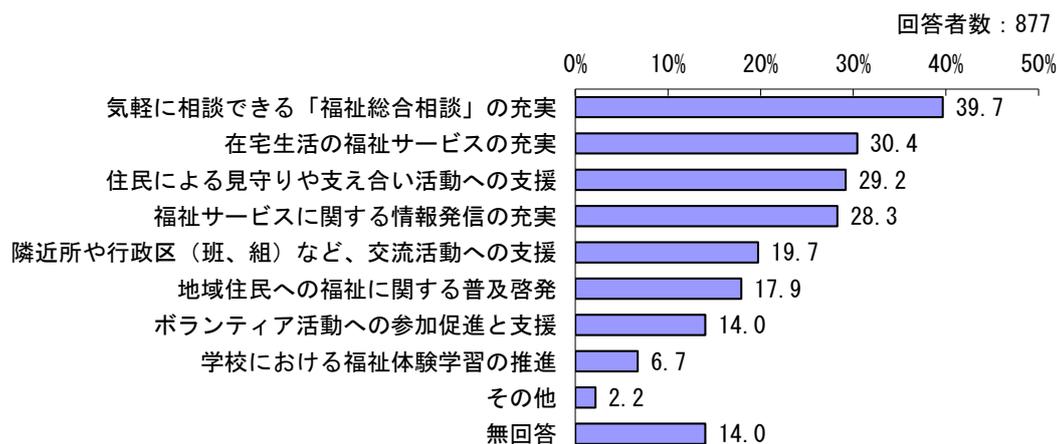
(9) 「社会福祉協議会」の認知状況

「社会福祉協議会」を知っていたかどうかについては、「名前を聞いたことがあるが、活動内容は知らない」（48.8%）という回答が半数弱を占めて最も多く、「名前も活動内容も知っていた」（37.2%）、「名前も活動内容も知らなかった」（9.8%）の順となっています。



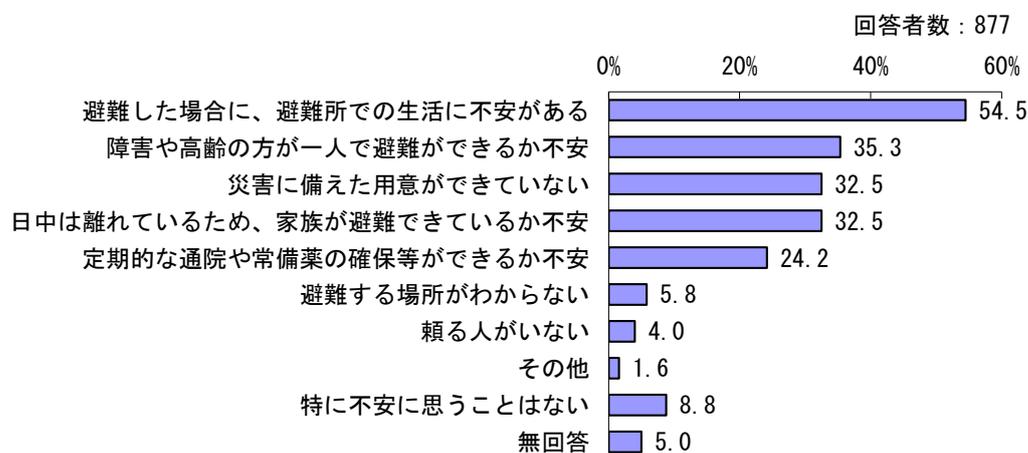
(10) 今後社会福祉協議会に充実させてほしい活動

社会福祉協議会が行う活動として今後充実させてほしいものとしては、「気軽に相談できる『福祉総合相談』の充実」（39.7%）という回答がほぼ4割で最も多く、「在宅生活の福祉サービスの充実」（30.4%）、「住民による見守りや支え合い活動への支援」（29.2%）、「福祉サービスに関する情報発信の充実」（28.3%）が続いています。



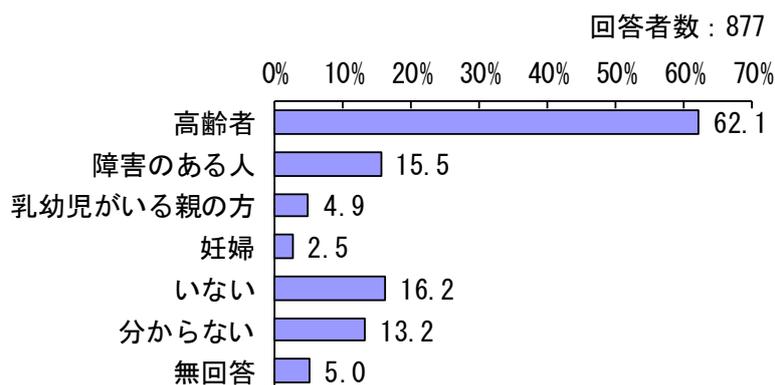
(11) 災害時に不安に思うこと

災害が起きた場合に不安に思うこととしては、「避難した場合に、避難所での生活に不安がある」(54.5%)という回答が過半数に達して最も多く、次いで「障害や高齢の方(*自分を含む)が一人で避難ができるか不安」(35.3%)が多くなっています。避難の先と過程に不安があることがうかがえます。



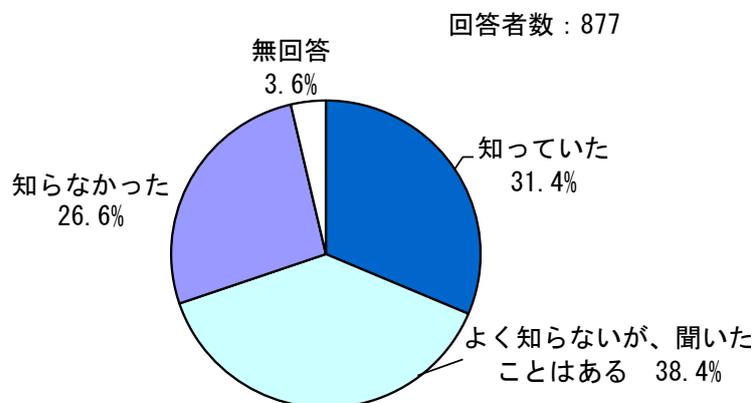
(12) 避難行動要支援者の有無

災害が起きたら避難支援が必要と思われる人が近所にいるかどうかについては、「高齢者」(62.1%)がいるという回答が最も多く、「いない」(16.2%)、「障害のある人」(15.5%)がいる等が続いています。



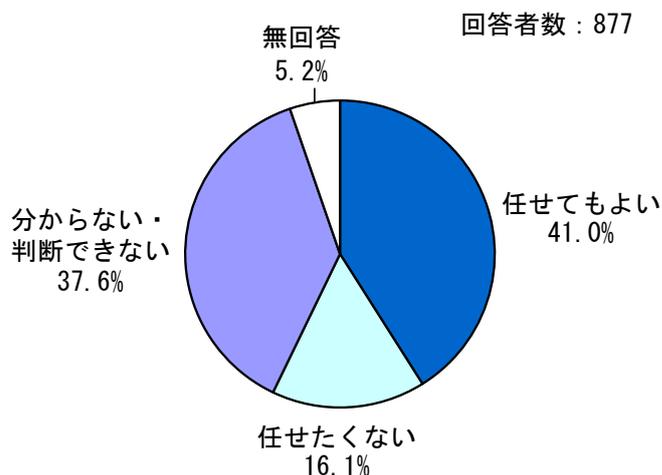
(13) 「成年後見制度」の認知状況

「成年後見制度」の認知については、「よく知らないが、聞いたことはある」(38.4%)という回答が最も多く、「知っていた」(31.4%)、「知らなかった」(26.6%)の順となっています。



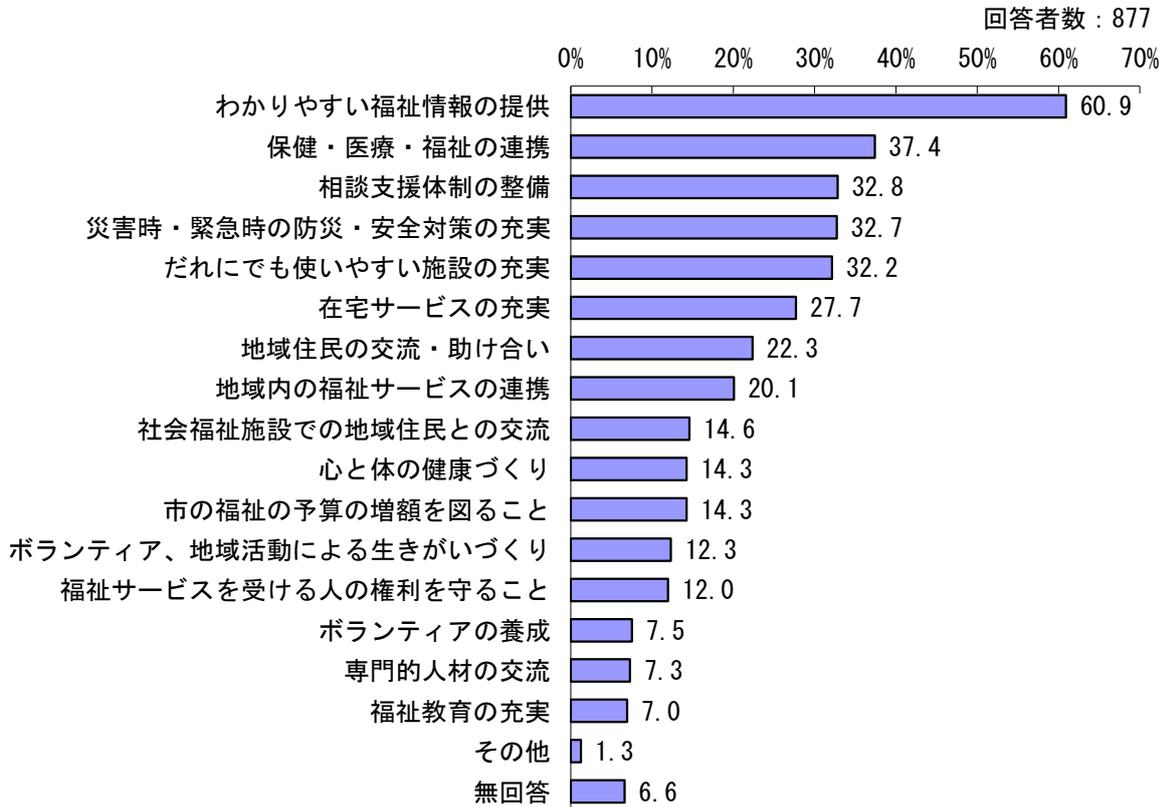
(14) 「成年後見人」への委任について

万一自分自身の判断能力が不十分になった場合に、自身の財産等を「成年後見制度」に基づき「成年後見人」に任せることについては、「任せてもよい」(41.0%)という回答が約4割で最も多く、「分からない・判断できない」(37.6%)、「任せたくない」(16.1%)の順になっています。



(15) 「福祉のまちづくり」推進のために重要と思うこと

今後本市で「福祉のまちづくり」を進めるためにはどのようなことが重要だと思うか尋ねたところ、「わかりやすい福祉情報の提供」（60.9%）との回答が約6割で最も多く、「保健・医療・福祉の連携」（37.4%）、「相談支援体制の整備」（32.8%）、「災害時・緊急時の防災・安全対策の充実」（32.7%）、「だれにでも使いやすい施設の充実」（32.2%）等が続いています。



(16) 「自由記入」の内容から

普段困っていることや地域でやってみたい活動など自由に記入・回答する形式の質問に対しては、(7)で最も多かった回答と共通する「将来の生活に関することが不安」としたものや、外出・移動や買い物に関する困りごと等を挙げたものが多くみられました。具体的な回答（一部抜粋）は下記のとおりです。

- 今は自動車を利用しているが、乗れないときに買い物など心配がある。
- 病院の送り迎えが困っています。
- 人口減少、少子高齢、害獣被害、コミュニティや農地管理地など、身の回りの住環境の維持が困難になりつつある現在にあって、未来への不安を数えあげればきりがありません。
- 今後数年で急速に少子高齢化が進み、地域（集落）が維持できるか心配。

4 福祉各分野における近年の動向

《高齢者福祉・介護保険分野》

平成24年4月に施行された介護保険法改正で、“団塊の世代”が75歳以上になる2025年を意識し、「地域包括ケア」に関する規定の創設や24時間対応の定期巡回・随時対応サービス、複合型サービスの創設等を行ったほか、「日常生活圏域ニーズ調査」や「地域ケア会議」の実施等が推進されました。

平成27年度からの「第6期介護保険事業計画期間」の中では、「介護予防・日常生活支援総合事業」が開始されました。同事業は、高齢者やその支援に関わる人を対象とした「一般介護予防事業」と、要支援認定者等を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」によって構成されるもので、地域の実情に応じた市独自基準によるサービスや住民主体によるサービスの提供が可能になりました。平成30年度からの「第7期介護保険事業計画期間」には、この「総合事業」がさらに推し進められる流れとなっています。

《障害者福祉分野》

平成18年に採択された国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法整備の一環として、平成28年4月に「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消に関する法律）」が施行されました。これにより、行政機関や事業者による不当な差別的取り扱いが禁止されるとともに、「合理的配慮」の提供が求められることとなっています。

また、平成24年4月に「児童福祉法」が改正され、障害児を対象とする施設・事業の根拠法が同法に一本化されました。これにより、障害児の通所サービスについて障害種別による区分が無くなり、実施主体が市町村に一元化されるとともに、学齢期の障害児の生活能力向上等を図る「放課後等デイサービス」や、障害児が受けるサービスの利用計画を作成するための「障害児相談支援事業」が創設されました。

平成25年4月、「障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）」が施行されて障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進による障害者の就労の促進・支援が図られ、また、平成28年4月から施行された「改正障害者雇用促進法」により、雇用の分野における障害のある人への差別の禁止や障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置などが定められています。

《子ども・子育て支援分野》

平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、平成28年2月に新たな『子供・若者育成支援推進大綱』が策定されました。その中では、全ての子ども・若者が健やかに成長し、全ての若者が自立・活躍できる社会の実現をめざすことを目標として、支援施策の基本的な方針を定めています。

また、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」等の「子ども・子育て関連3法」が成立し、「子ども・子育て支援新制度」の枠組みが示されました。幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実などを主な内容とする同制度は、その後、平成27年度から本格的に開始されています。

経済的に厳しい状況に置かれた世帯が増加する傾向にあり、「子どもの貧困」が問題視されるなか、国では、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行しました。

令和元年10月より「幼児教育・保育の無償化」が開始され、3～5歳のすべての子どもの保育園、新制度幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、確認を受けた認可外保育施設等の利用料の無料化が図られています。

5 市の課題

【日常生活における支援を行うネットワークの構築】

市民アンケート調査や市民意見交換会では、移動（交通）手段がなく、通院や買い物が困難である、という意見が多く寄せられました。生活圏が広域であり、自家用車での移動が多数を占め、公共交通の利便性が低い本市では、運転をしない方々の移動手段の確保が極めて重要です。

また、ごみ出しや有害鳥獣対策への支援を求める意見も多数ありました。

「地域で困っている人がいたら積極的に助けようと思う」・「助けようと思う」という回答が8割を超えており、多くの方が支え合い・助け合いの気持ちを持っていることを踏まえて、地域の中でお互いの困りごとに対応できるようなしくみづくりや、民間事業所（団体）、福祉分野以外との連携を進めていく必要があります。

【担い手の確保と育成】

福祉関係団体アンケート調査や福祉関係団体意見交換会では、活動者が高齢化している一方で新たな加入者はいない、といった「活動者の固定化」を課題とする意見が多く寄せられました。若い世代の加入を求める声が多いなか、少子高齢化の進む本市は、『第2次南房総市総合計画』では、2015（平成27）年の高齢化率が43.1%、2040（令和22）年には56.4%に達すると推計されており、新たな担い手として期待される若い世代そのものが少ない、というのが現状です。

また、市民アンケート調査では、地域の行事や活動（ボランティア活動を含む）に参加（協力）しない理由として、「仕事や家事、子育て、介護等で忙しくて時間がない」、「健康（体力）に自信がない」という意見が多く挙げられています。しかしながら、福祉サービスに対する需要は今後、ますます増加・多様化すると考えられることから、それを支える担い手の確保・育成は喫緊の課題です。その実現のためには、福祉教育や「地域福祉」の普及・啓発を推進し、世代等に捉われない新たな担い手の発掘を行う必要があります。

【住民・団体への情報提供】

市民アンケート調査では、福祉のまちづくりに重要なこととして、「わかりやすい福祉情報の提供」を挙げる人が多数いました。社会福祉協議会の活動内容の認知度は5割弱にとどまり、利用できる福祉サービスを知らない人がいる現状が見受けられます。

福祉関係団体アンケート調査や福祉関係団体意見交換会でも、「他団体の活動内容や活動状況の情報を得られれば、交流や連携を図りたい」との意見があり、そこからの新たな活動や場の創出が見込まれます。

地域共生社会の実現のためには、それぞれの人に合った制度やサービスの情報をわかり

やすく提供し、利用できる環境を整えることや、それを支え、協力してくれる各種団体への情報の提供と情報共有が必要です。

【交流の場の創出】

市民意見交換会では、「交流の場」を求める意見が多数ありました。異世代や隣近所との交流、移動手段が無くても気軽に集まれる場が少ない、といった意見から、人間関係が希薄になりつつある様子がかがえます。普段から、地域でのつながりを大切にし、生きがいとなるような交流の場の創出・充実を図ることが必要です。